

第1節 防衛装備移転三原則について

わが国は、自国の安全保障、平和貢献・国際協力の推進や防衛生産・技術基盤の維持・強化に資するよう、2014年に策定された防衛装備移転三原則およびその運用指針¹に基づき、諸外国との防衛装備・技術協力を推進している。

防衛装備移転は、国家安全保障戦略などに記載のとおり、特にインド太平洋地域における平和と安定のために、力による一方的な現状変更を抑止して、わが国にとって望ましい安全保障環境の創出や、国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国への支援などのための重要な政策的手段となる。わが

国を取り巻く安全保障環境の変化が加速度的に生じるなか、今やどの国も一か国のみでは自国の平和と安全を守ることとはできず、自国と地域を含む国際社会の平和と安全を守るには、防衛装備面も含め、同盟国・同志国と共に助け合うことが必要となっている。このような考えのもと、わが国として、平和国家としての基本理念は堅持したうえで、防衛装備移転をさらに推進し、わが国の安全と地域および国際社会の平和と安定の確保を図っていくため、2026年4月、防衛装備移転三原則および運用指針の改正を行った。

1 防衛装備移転三原則

海外移転される防衛装備が、移転を禁止する場合（第一原則）に該当せず、移転を認め得る場合に該当し、厳格審査を経たうえで（第二原則）、目的外使用および第三国移転にかかる適正管理が確保されている場合（第三原則）に、その海外移転を認め得るとしている。

1 移転を禁止する場合の明確化（第一原則）

防衛装備の海外への移転を禁止する場合を、①わが国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、②国際連合安全保障理事会（国連安保理）の決議に基づく義務に違反する場合、または③紛争当事国への移転となる場合とに明確化している。

2 移転を認め得る場合の限定ならびに厳格審査、国会への通知および情報公開（第二原則）

移転を認め得る場合を、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、または②わが国の安全保障に資する場合などに限定し、透明性を確保しつつ、仕向先および最終需要者の適切性や安全保障上の懸念^{しむけさき}の程度を厳格に審査することとしている。また、重要な案件については国家安全保障会議で審議し、あわせて情報の公開を図ることとしている。さらに、自衛隊法上の武器²に該当する完成品については、国家安全保障会議においてその移転を認め得ると判断したうえでその旨を公表したときは、速やかに国会にこれを通知することとした。

1 防衛装備移転三原則の名称は、例えば、自衛隊が携行するブルドーザなどの被災国などへの供与にみられるように、移転の対象となり得るものが、平和貢献・国際協力にも資するものであることなどから「防衛装備」の文言が適当であり、また、貨物の移転に加えて技術の提供が含まれることから「輸出」ではなく「移転」としたものである。

2 火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、または武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置などという（なお、本来的に、火器などを搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷または武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）。

3 目的外使用および第三国移転にかかる適正管理の確保 (第三原則)

防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定し、原則として目的外使用および第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けることとしている。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品などを融通し

合う国際的なシステムに参加する場合、部品などをライセンス元に納入する場合などにおいては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能としている。

□ 参照 資料75 (防衛装備移転三原則 (改正前))、資料76 (防衛装備移転三原則 (改正後))、資料77 (防衛装備移転三原則の運用指針 (改正前))、資料78 (防衛装備移転三原則の運用指針 (改正後))

2 いわゆる「5類型」の見直しをめぐる議論

2022年以降、現行の国家安全保障戦略のもとで、防衛装備移転三原則の運用指針については、見直しに向けた議論が進められてきたものの、国際共同開発・生産もしくはライセンス生産品に該当しない完成品については、移転可能な場合がいわゆる5類型 (救難、輸送、警戒、監視および掃海) に限定されてきた。今般、2025年10月の自由民主党・日本維新の会の連立政権合意書および2026年3月の「[防衛装備移転三原則の運用指針]の見直し (いわゆる5類型撤廃) に関する提言」を踏まえ、防衛装備移転三原則および運用指針の改正を行っ

た。

本改正により、今後、全ての完成品、部品、技術および修理などの役務の提供について、制度上は原則として移転可能となった。

本改正は、地域の抑止力を向上させ、地域の平和と安定に一層貢献する取組であるとともに、日本と各国との新たな防衛装備・技術協力の可能性を広げるものとして、歓迎や期待の意が欧米や東南アジアなどの国から表明された。

3 防衛装備移転三原則の運用指針 (改正後)

防衛装備移転三原則の運用指針は、主に、移転を認め得る案件、審査にあたっての手续、適正管理の確保など、運用の詳細を定めている。

(1) 移転を認め得る案件

防衛装備移転三原則に記載のとおり、移転を認め得るのは、①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合と②わが国の安全保障に資する場合などである。このうち、①の場合としては、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援および国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力などが該当する。

②の場合としては、次のように、わが国の安全保障の観点から積極的な意義があるものに限定されている。

○米国をはじめわが国との間で安全保障面での協力関係

がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転

- 自衛隊法上の武器に該当しない完成品にかかる防衛装備の海外移転
- 自衛隊法上の武器に該当する完成品にかかる防衛装備の海外移転 (国際共同開発・生産にかかる防衛装備をパートナー国に移転する場合またはライセンス生産品にかかる防衛装備をライセンス元国からの要請に基づき提供する場合 (ライセンス元国からのさらなる提供を含む)) 以外のものにあっては、わが国から移転された防衛装備を国際連合憲章の目的と原則に適合する方法で使用する事を義務付ける国際約束³をわが国と移転先国との間で締結している場合に限る。)
- 部品にかかる防衛装備の海外移転

3 わが国から移転された防衛装備を国際連合憲章の目的と原則に適合する方法で使用する事を義務付ける国際約束とは、いわゆる防衛装備品・技術移転協定を指している。

- 修理などの役務の提供
- 法律に基づき自衛隊が実施する物品または役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転

○自衛隊などの活動または邦人の安全確保のために必要な装備品の一時的な輸出など

また、①②以外の場合としては、例えば、次の場合があげられる。

○国際法に違反する侵略や武力の行使または武力による威嚇を受けている国に対する防衛装備（自衛隊法上の武器およびその技術情報を除く。）の海外移転

○返送を前提とする見本品の輸出、外国政府や外国企業との調整段階における技術情報の提供などのわが国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される移転

(2) 審査にあたっての手續など

移転にあたっては、①仕向先および最終需要者の適切性ならびに②当該移転がわが国の安全保障上及ぼす懸念の程度という2つの視点を複合的に考慮して、移転の可否を厳格に審査することとしている。

①のうち、仕向先の適切性については、平和貢献・国際協力の観点やわが国の安全保障の観点から積極的な意

義があるかなど、仕向先が国際的な平和および安全ならびにわが国の安全保障に与えている影響などを踏まえて検討する。また、最終需要者の適切性については、最終需要者による防衛装備の使用状況や適正管理の確実性などを考慮して検討する。特に、自衛隊法上の武器については、仕向先において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かなどを考慮して、慎重に検討する。

②については、移転される防衛装備の性質、技術的微性、用途（目的）、数量、形態などを考慮して検討する。

さらに、自衛隊法上の武器の移転に際しては、2026年4月の改正において、仕向国・地域の安全保障環境、仕向国・地域の輸出管理体制、わが国の防衛力整備や自衛隊の運用に与える影響を含むわが国の安全保障環境への影響といった審査項目を明記した。

(3) 目的外使用および第三国移転に係る適正管理の確保

移転にあたっては、原則として、目的外使用および第三国移転についてわが国の事前同意を相手国政府に義務付けているほか、一定の場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とするなどの仕組みを設けている。



解説

防衛装備移転三原則および運用指針の一部見直しについて

2022年に策定した国家安全保障戦略において、防衛装備移転はわが国にとって望ましい安全保障環境を創出するための重要な政策的手段とされたことを踏まえ、2023年12月に、防衛装備移転三原則・運用指針の改正を行い（運用指針は2024年3月にも改正）、「部品」については制約なく移転を可能とするなど、より幅広い装備品の移転を可能とするための制度の見直しを行ってまいりました。

一方、「完成品」の移転については、いわゆる「5類型」（救難、輸送、警戒、監視、掃海）に限定されており、2022年以降、見直しに向けた議論が進められたものの、結論に至らず、残された課題となっていました。

わが国を取り巻く安全保障環境の変化が加速度的に

生じるなか、同志国などからはわが国の性能の高い装備品に対して高い期待が寄せられているにもかかわらず、わが国からは移転できないということでは、いざという時に共に助け合うことができません。「5類型」の限定が残った場合、類型に該当するか否かの判断が難しいなどの理由により、相手国のニーズに適時適切に応えることができないという問題がありました。特に、近年、AI、サイバー、宇宙などの新しい領域と通常兵器がミックスされ、きわめて短いサイクルで装備品や戦い方が変化していることに鑑みれば、装備品を「類型」に当てはめることがこれまで以上に困難になっています。このようななか、2025年10月の自民党・日本維新の会の連立政権合意書及び2026年3月の与党提言

も踏まえ、2026年4月、防衛装備移転三原則および運用指針を改正しました。

今回の改正により、今後わが国は、全ての防衛装備の移転が原則可能となります。これにより、移転を通じて同盟国・同志国の抑止力・対処力を強化するとともに、同盟国・同志国と共通の装備品を保有し、生産・維持整備基盤を共有することにより、相互に支援する環境を構築することが可能となります。また、わが国にとって持続的な対応能力を支える生産能力を国内で確保する上でも大きな意義があります。

一方で、防衛装備の流通は国際社会への影響が大きく、わが国として責任をもって管理する必要があることは言うまでもありません。このため、今回の改正で

は、自衛隊法上の武器の移転については、移転先を「国際連合憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束[※]」の締結国に限定した上で、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」には原則として移転しないこととしています。また、自衛隊法上の武器については、充実させた審査項目により一層厳格に審査するとともに、移転を認め得ると判断・公表したときは国会に通知し、モニタリング体制の強化等により移転後の適正な管理を確保するとしています。

防衛省としては、このような厳格なプロセスに基づきながら、関係省庁、関係企業とも連携しながら、防衛装備移転を今後一層戦略的に推進していきます。

※ いわゆる防衛装備品・技術移転協定を指している。



資料：防衛装備・技術協力について（防衛装備庁が防衛装備・技術協力の推進のため発信しているリファレンスガイドなど）

URL：<https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisakugijutu.html>